

# 望まない受動喫煙※のない社会へ

※他人が吸ったたばこの煙にさらされること

## 健康増進法の一部を改正する法律 が施行されます。

施設の類型・場所ごとに禁煙措置や

喫煙場所の特定、標識の掲示が義務化されます。

施設等	必要となる措置	施行日
行政機関 学校 病院 診療所 薬局 児童福祉施設 等	原則敷地内禁煙※1	2019年7月1日
上記以外で2名以上の者が 利用する施設※2 事業所 飲食店 工場 ホテル 商店 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内禁煙または、喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置※3</li> <li>・標識の掲示※4</li> </ul>	2020年4月1日

※1 屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することは可能です。

※2 2020年4月1日時点で存在する経営規模の小さな飲食店等は、所在地を管轄する保健所への届出や標識の掲示等、要件を満たす場合に限り喫煙可能となります。

※3 喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室を設置する場合はそれぞれの要件、技術的基準を満たす必要があります。

※4 喫煙可能場所が存在する場合、20歳未満の者が立ち入ることができない等必要事項を記載する必要があります。

義務違反の場合、罰則が適用されることがあります。

詳しくは、厚生労働省または山梨県のホームページをご覧ください。

「厚生労働省ホームページ 受動喫煙対策」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

「山梨県ホームページ たばこ対策メニュー」

<https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/tobacco.html>



# 望まない**受動喫煙**※のない社会へ

※他人が吸ったたばこの煙を吸わされること

## たばこの煙の健康への影響について

たばこの煙には、喫煙者が吸い込む**主流煙**と、たばこの先から出る**副流煙**があり、ニコチン、タール、一酸化炭素などの**有害物質は副流煙の方が多く含まれています。**

**受動喫煙**によりリスクが高まる病気は、**がん**（肺・食道・胃など）、**心疾患**（狭心症・心筋梗塞など）、**脳卒中**、**2型糖尿病**、**歯周病**、**乳幼児突然死症候群（SIDS）**など多岐にわたります。

厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する報告」より

## 受動喫煙を防止するために

これまで多くの者が利用する施設で、利用者の受動喫煙の被害を防ぐため、健康増進法や労働安全衛生法により施設管理者や事業者は必要な措置を講ずることが努力義務とされてきました。

しかし、

**飲食店や職場、医療機関や行政機関**でも、一定数の者が**受動喫煙に遭遇**しています。

そこで、

受動喫煙防止対策を強化した「**健康増進法の一部を改正する法律**」が2018年7月に公布されました。